

地方公務員の職員団体・労働組合に係る職務専念義務の免除等に関する制度及び運用の適正化の状況について

平成23年1月25日
公務員課・公営企業課

I 趣旨

- 平成17年度から、いわゆる「ながら条例」による有給の職務専念義務の免除や組合休暇について、各地方公共団体における条例等の規定内容や運用の実態を調査。
- 適正化の進展を踏まえ、平成22年度は、前年度調査において適正化が図られていなかった団体のその後の適正化の状況について、フォローアップ調査。

- ・ いわゆる「ながら条例」… 勤務時間内の組合活動は、無給が原則であるが、「適法な交渉」を有給で認めるもの。(国家公務員、民間とも共通の考え方)
- ・ 組合休暇 … 「適法な交渉」以外の一定の組合活動を無給で認めるもの。

II 適正化の状況

1 職員団体

区 分	平成22年 9月30日現在	平成21年 9月30日現在	増 減
1 「ながら条例」の規定が「適法な交渉」以外のものを含んでいる団体	2団体	3団体	▲ 1団体
2 「適法な交渉」以外にも有給の組合活動を認めている団体	1団体	11団体	▲10団体
3 勤務時間中の組合活動を「口頭承認」又は「手続なし」で認めている団体	10団体	18団体	▲ 8団体
4 有給で組合活動を認めている団体	16団体	33団体	▲17団体

2-1 労働組合(単純労務職員)

区 分	平成22年 9月30日現在	平成21年 9月30日現在	増 減
1 労働組合法第7条第3号ただし書きに規定する組合活動以外にも有給の組合活動を認めている団体	6団体	14団体	▲ 8団体
2 勤務時間中の組合活動を「口頭承認」又は「手続なし」で認めている団体	2団体	4団体	▲ 2団体

2-2 労働組合(地方公営企業職員)

区 分	平成22年 9月30日現在	平成21年 9月30日現在	増 減
1 労働組合法第7条第3号ただし書きに規定する組合活動以外にも有給の組合活動を認めている団体	12団体	32団体	▲20団体
2 勤務時間中の組合活動を「口頭承認」又は「手続なし」で認めている団体	4団体	10団体	▲ 6団体

※ 適正化が図られていない団体は、すべて市及び町である。

「ながら条例」・組合休暇の規定・運用の見直しが必要な市町村

職員団体

区 分	「ながら条例」				組合休暇		
	「ながら条例」の規定 が「適法な交渉」以外 のものを含んでいる 団体		「適法な交渉」 以外にも 有給の組合活動 を認めている団体		「口頭承認」 又は 「手続なし」の団体		有給の団体
北 海 道	0		0		2	当別町、余市町	0
福 島 県	0		0		2	国見町、小野町	1 南相馬市
埼 玉 県	0		0		1	川越市	1 川越市
神 奈 川 県	0		0		0		1 大磯町
京 都 府	1	八幡市	1	八幡市	1	城陽市	6 宮津市、亀岡市、 城陽市、八幡市、 京丹後市、久御山町
大 阪 府	0		0		4	豊中市、泉佐野市、 和泉市、羽曳野市	4 豊中市、貝塚市、 泉佐野市、和泉市
岡 山 県	0		0		0		1 玉野市
福 岡 県	0		0		0		1 豊前市
沖 縄 県	1	沖縄市	0		0		1 宜野湾市
合 計	2		1		10		16